

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	庁内クラウドの利用に係る対応業務（児童相談システム）	
発 注 課	システム調整課	
選 定 事 業 者	パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー東日本社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>本業務は、庁内クラウド基盤上に児童相談システムが稼働する仮想サーバの構築及び運用保守を行うものであり、履行にあたっては、庁内クラウド基盤や行政情報系ネットワークに関する十分な知識、技術を有し、庁内クラウド基盤上に構築する仮想サーバが本市ネットワークと安全かつ確実に通信するため、適切なネットワーク設定及び通信制御できることが不可欠である。</p> <p>当該事業者は庁内クラウド基盤の構築・運用保守を受託し、庁内クラウド基盤の構成や環境条件等を熟知していることで、庁内クラウド基盤と各ネットワーク間を最適に接続する知識・技術を有しており、上述の履行に必要な条件を満たしている。</p> <p>また、他事業者が同要件を満たすためにはこれらの情報開示が必要となるが、外部からのサイバー攻撃の対象となり得るセキュリティ情報が多数含まれており、複数の事業者にこれを開示することはサイバー攻撃等のセキュリティリスクに直結することから、公に情報開示できないと判断される。</p> <p>したがって、当該事業者以外に本業務を履行できる事業者はいない。</p>		
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
	0	
決 定 日	令和7年7月31日	